

仕 様 書

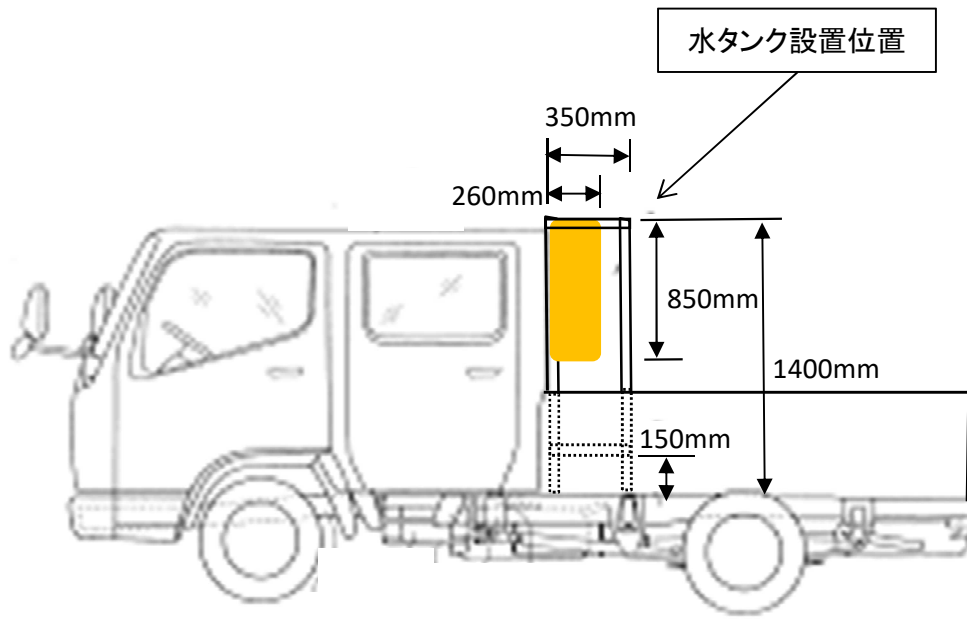
1 車 種	貨物自動車
2 形 状	キャブオーバー（ダブルキャブ）
3 規 格	<p>(1) クリーンディーゼル自動車であること。</p> <p>(2) 総排気量：3,000cc クラス</p> <p>(3) 燃 料：軽油</p> <p>(4) 駆動方式：四輪駆動</p> <p>(5) トランスミッション：オートマチック</p> <p>(6) 配 色：イエロー系 (配色は道路作業車と同系色。詳細は札幌市と協議すること。)</p> <p>(7) 車体寸法：全長 4,600 mm以上 全幅 1,600 mm以上 全高 1,900 mm以上</p> <p>(8) 乗車定員：6人</p> <p>(9) 環境仕様：平成 22 年排出ガス基準適合かつ平成 27 年度燃費基準を達成しているものであること。</p> <p>(10) 寒冷地仕様であること。</p> <p>(11) 架 装：別紙架装仕様書による架装を施すこと。</p> <p>(12) そ の 他：架装を含めた車両総重量が 8 ト未満、かつ、最大積載量が 5 ト未満であること。 ※中型免許（8 ト限定）で運転可能であること。</p> <p>【適合車種】 規格を満たす一例として示しているものであり、当該車種を指定するものではない。 なお、モデルチェンジ等による後継車種についても適合車種とする。</p> <p>■エルフ 2RG-NJS88A-EY6WA-D（いすゞ自動車） ■キャンター 2TG-FDA00-B11W00J・2RG-FGA20-C21W00K（三菱ふそうトラック・バス）</p>
4 年式指定	令和 5 年以降（新規登録）
5 装備・付属品等	<p>(1) エアコン</p> <p>(2) エアバック（運転席・助手席）</p> <p>(3) AM・FMラジオ</p> <p>(4) ドライブレコーダー</p> <p>(5) カーナビゲーションシステム（テレビ機能なし、一体型 2DIN 以上）</p> <p>(6) 後退時車両直後確認装置（バックカメラ等）</p> <p>(7) サイドバイザー 一式</p> <p>(8) サンバイザー（運転席・助手席）</p> <p>(9) ゴム製フロアマット 一式（全席）</p> <p>(10) スノーブレード 一式</p> <p>(11) リヤヒーター</p> <p>(12) スタッドレスタイヤ（ホイール付） ※タイヤは日本製とし、車両のタイヤ数に応じた本数とする。</p> <p>(13) タイヤパンク応急修理キット・標準工具一式</p>
6 借受期間	令和 5 年 10 月 2 日～令和 10 年 9 月 30 日（60 カ月）
7 納入期限	令和 5 年 10 月 2 日

8 借受台数	2台
9 年走行距離	約 10,000 km ※この距離を超過した場合であっても、追加費用は発生しないものとする。
10 引渡場所	次の施設の敷地内駐車場 ・東部下水管理センター（札幌市白石区本通 20 丁目北 2 番 11 号）
11 検査場所	上記「10 引渡場所」と同じ
12 保管場所	上記「10 引渡場所」と同じ
13 保険加入	(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注者の負担とする。 (2) 任意保険は受注者の負担とし、次による。 ・年齢制限：無制限 ・対人保険：無制限 ・対物保険：無制限（免責額なし） ・搭乗者保険又は人身傷害保険：1名につき 2,000 万円以上 ・車両保険：時価（免責額なし） ・札幌市のフリート割引がある場合は、これを適用すること。 (3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。
14 メンテナンス等	(1) 定期点検（オイル等の交換又は補充を含む。）及び車検に係る経費は受注者の負担とし、受注者の責任において確実に実施すること。 (2) 定期点検、車検及び修理の期間中は、同等の代車（架装の装備の有無を問わない。）を用意すること。なお、これらの作業に伴う車両の移動は、受注者が行うこと。 (3) 事故処理及びこれに伴う車両の修理及び修繕は、札幌市の指示に従い受注者の責任において行うこと。 (4) カーナビゲーションシステムは、借受期間中に 1 回以上更新すること。 (5) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤは 3 シーズン経過後に新品のタイヤを手配すること。また、タイヤ交換に伴う車両の移動は、受注者が行うこと。 (6) タイヤの履き替え及び保管は、札幌市の指示に従い受注者が行うこと。 (7) 不明な点については、事前に札幌市と協議すること。
15 費用負担	(1) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費、ウィンドウウォッシャー液及びパンク修理費は札幌市の負担とし、そのほかに要する一切の経費は受注者の負担とする。 (2) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注者双方とも容器内 100%とする。 (3) 経費について疑義が生じた場合は、札幌市と協議するものとする。
16 その他	(1) 仕様書等に記載のない事項は、受注者と札幌市が協議のうえ、決定する。 (2) 納入期限までに納車ができない事情が生じた場合は、事前に札幌市と協議のうえ、受注者の負担により、同等車種の代車を用意すること。（代車については、業務に支障のない範囲で上記に示した規格・装備・付属品等の要件を満たさない車も認める。） (3) 借受期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引取ること。 (4) 借受期間終了後における当該借受物品の買取又は再リースについて、受注者と札幌市は協議できることとする。
17 担当課	札幌市下水道河川局事業推進部東部下水管理センター （札幌市白石区本通 20 丁目北 2 番 11 号）

架 装 仕 様 書

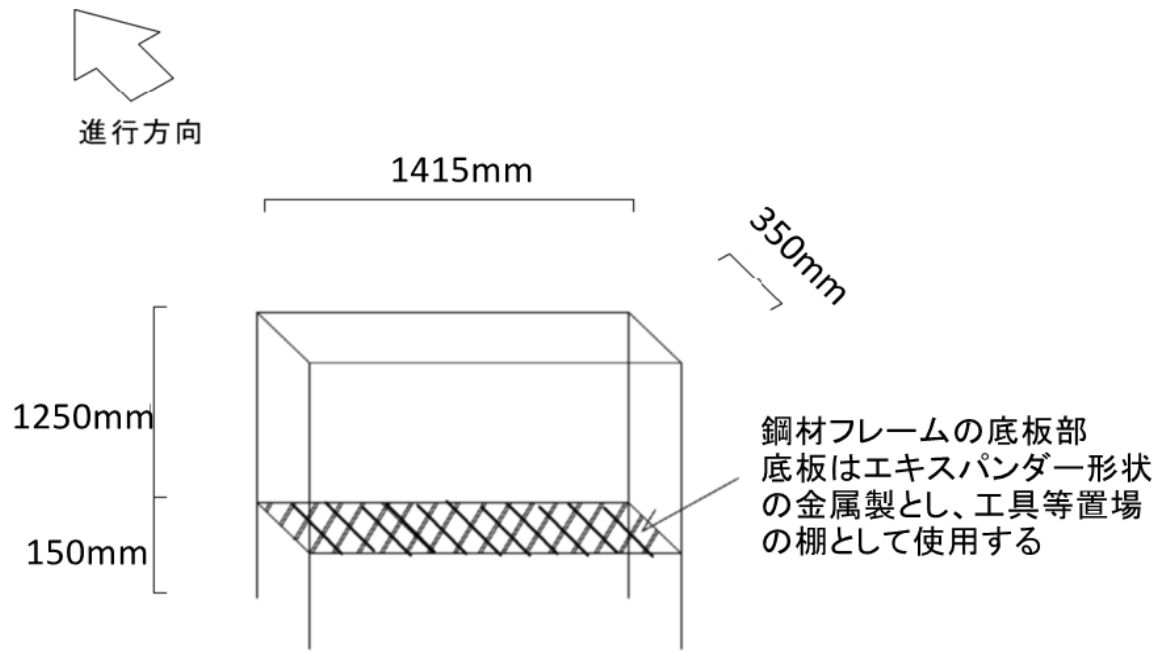
架装内容	仕 様 ・ 規 格	
1 荷台の保護	荷台の内側の底面及び側面（テールゲートリフタは除く。）に鋼板を張る等、荷物の積み下ろし等による損傷を防ぐ架装を施すこと。	
2 テールゲートリフタの取付	(1) リフト方式	垂直昇降式
	(2) 最大リフト能力	600 Kg 程度
	(3) 材質	鋼板（鋼製）
	(4) プラットフォーム（ゲート）の寸法	幅：荷台に適した幅とすること。 高さ：800～900 mm
	(5) 昇降操作	リモコンスイッチによること。
3 架台の設置	荷台の前部に札幌市が所有する水タンク（容量：250 ℓ、重量：50 kg）を設置するための架台を設置すること。	
	(1) 形状	水タンクが満水状態でも安定した走行ができるようタンクを固定する形状であること。
	(2) 寸法 （参考図参照）	横幅：1,415 mm 奥行：350 mm 高さ：1,400 mm 水タンク底板の高さ：150 mm
	(3) 材質	フレーム：鋼材（L型アングル、幅40 mm） 水タンク下部底板：金属製（エキスパンダー形状）
	(4) 架台の固定方法	架台は荷台の床面にボルト等で固定すること。（架台の取外しが可能な仕様とすること。）
(5) その他	架台のフレーム及び水タンク下部の底板については、札幌市が必要に応じて加工する場合がある。また、当該加工か所については、原状回復しないことを了承すること。	
特 記 事 項	上記1及び2について、製作時の不具合に起因した架装の破損、故障等は、受注者が修理等を行うこと。	

参考図

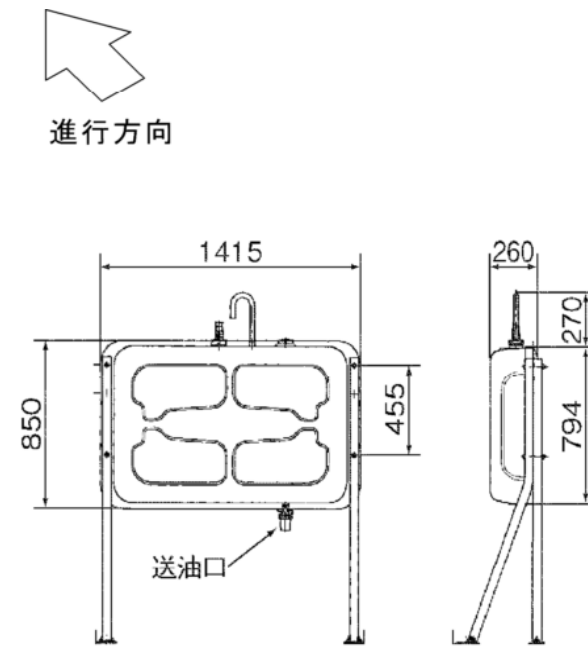


参 考 図

鋼材フレーム



設置する水タンクの形状



※ イメージ図
実際は脚部分を取り外して使用

※ フレーム加工については協議すること